

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、同社〇部（以下「事業場」という。）に配属され、システムエンジニアとして就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内において業務中に倒れ、C病院に救急搬送され、「脳出血、もやもや病」と診断された。請求人は、翌〇日にはD病院に転医し、「もやもや病」と診断され、以後、複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、上記の脳出血は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾病についてみると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は平成〇年〇月〇日に「脳出血」（以下「本件疾病」という。）を発症し、その原因はもやもや血管の破綻と考えられる旨述べているところ、当審査会としても、本件疾病の発生状況及び医学的所見等に鑑みると、E医師の意見は妥当であると判断する。
- (2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、認定基準の策定の経緯から、その取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 本件疾病の発症直前から前日において、請求人は通常の業務に従事していることが認められ、当審査会としても、業務に関する異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (4) 請求人の本件疾病発症前1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、請求人は、発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。
- (5) 請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間は、決定書理由に説示のとおり、発症前1か月は50時間50分、発症前2か月は39時間20分、発症前3か月は35時間00分、発症前4か月は39時間00分、発症前5か月は36時間48分、発症前6か月は32時間21分であり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人は、

発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものとは認められないものと判断する。

再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人は、最終退社となった日はパソコンをシャットダウン後、退出までの間に行う後片付け作業時間に30分間ないし40分間を要した旨主張しているが、会社関係者の申述を含む一件記録を精査するも、同主張を裏付ける客観的な事実は確認することができない。

(6) 労働時間以外の負荷要因について、請求代理人は、請求人は予算20億円の新システムの開発の見積り業務に1人で担当した旨述べ、精神的緊張を伴う業務に従事していたと主張するが、F及びG部長の申述によれば、請求人が1人で責任を負わされる状況にはなかったものと認められるところ、更に一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人の業務は、認定基準に定める日常的に精神的緊張を伴う業務には該当せず、負荷の程度を評価すべき要因とは認められない。また、そのほかの負荷要因も認められない。

(7) D病院の診療録によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に、もやもや病と診断され、以降、本件疾病発症までの間、高血圧の治療及びもやもや病再発予防経過観察のために、定期的な診察、検査、降圧薬、抗血小板薬等の投薬を受けていることが認められる。

(8) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短時間の過重業務」及び「長時間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(9) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。